



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一  
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 公共測量の終了(十件)……………一  
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………六  
……………(同)……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………七  
……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………八  
……………(同)……………八
- 知事指定薬物の指定……………九  
……………(福祉保健局健康安全全部業務課)……………九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九  
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一〇  
……………(同)……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………二  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

告示

●東京都告示第二百六十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 商号 昭和都市開発株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 里内 智樹
- 三 主たる事務所の所在地 台東区台東一丁目十一番四号
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第九七三六号
- 五 免許年月日 平成二十七年一月十六日

●東京都告示第二百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 三 測量の区域 大田区大森南一丁目、蒲田四丁目、東糀谷一丁目、東糀谷二丁目、東糀谷四丁目、東糀谷五丁目及び東糀谷六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月二十三日から同年十二月九日まで

●東京都告示第二百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 世田谷区内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から同年七月二十九日まで

●東京都告示第二百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、杉並区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区内

四 測量の期間 平成二十八年五月九日から同年八月三十一日まで

●東京都告示第二百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 練馬区豊玉南一丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、豊玉中一丁目、豊玉中二丁目、豊玉北二丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目及び豊玉上二丁目各地方
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十日から同年九月三十日まで

●東京都告示第二百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(数値地形図作成)
- 三 測量の区域 北西部幹線道路(八王子市川口町、犬目町及び谷野町各地方)

四 測量の期間 平成二十八年五月三十一日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第二百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市中野町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月二十二日から同年十月二十五日まで

●東京都告示第二百六十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳補正委託)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月八日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第二百六十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、稲城市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 稲城市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧)
- 三 測量の区域 稲城市大丸地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十日から同年十月十五日まで

●東京都告示第二百七十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量等)
- 三 測量の区域 江東区有明一丁目、有明二丁目及び東雲二丁目各地方
- 四 測量の期間 平成二十八年七月一日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第二百七十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、関東地方整備局東京空港整備事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 関東地方整備局東京空港整備事務所

二 測量の種類 公共測量(復旧測量(一級基準点、二級基準点及び二級水準))

三 測量の区域 大田区地内

四 測量の期間 平成二十八年四月八日から同年十月十四日まで

●東京都告示第二百七十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

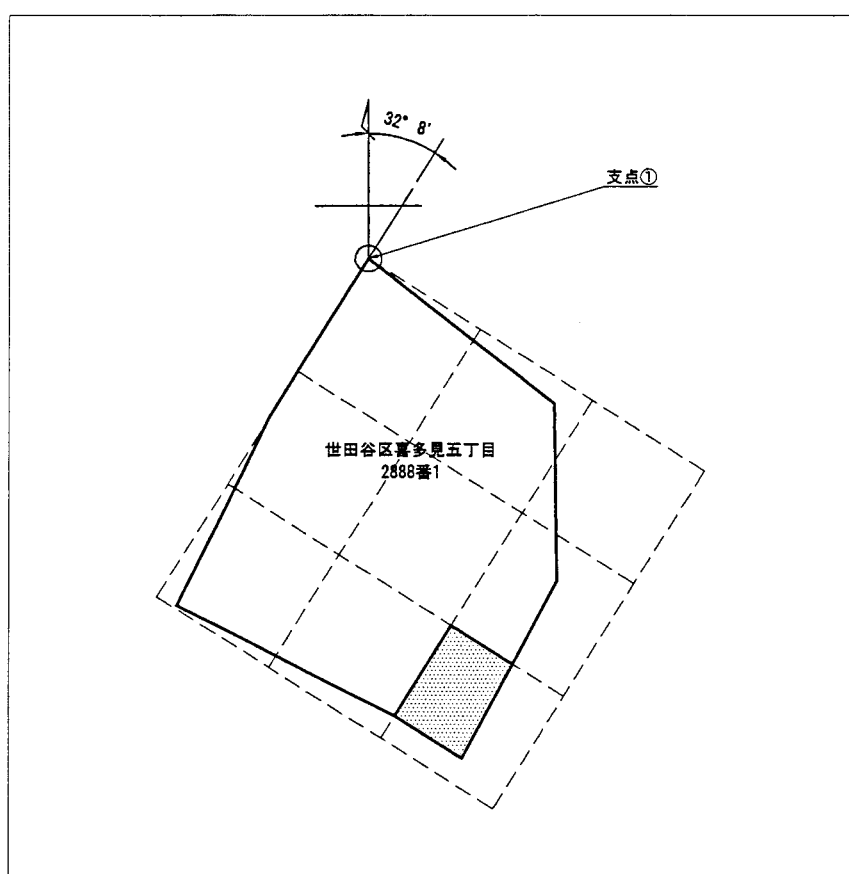
平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区喜多見三丁目地内)


二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

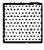
別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

 形質変更時用届出区域  
(この告示により指定する区域)

 形質変更時用届出区域  
(平成28年東京都告示第1975号  
により指定した区域)

【支點① 範圍】

〈支點①〉

支點は、世田谷区喜多見五丁目2888番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:32度8分〉

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

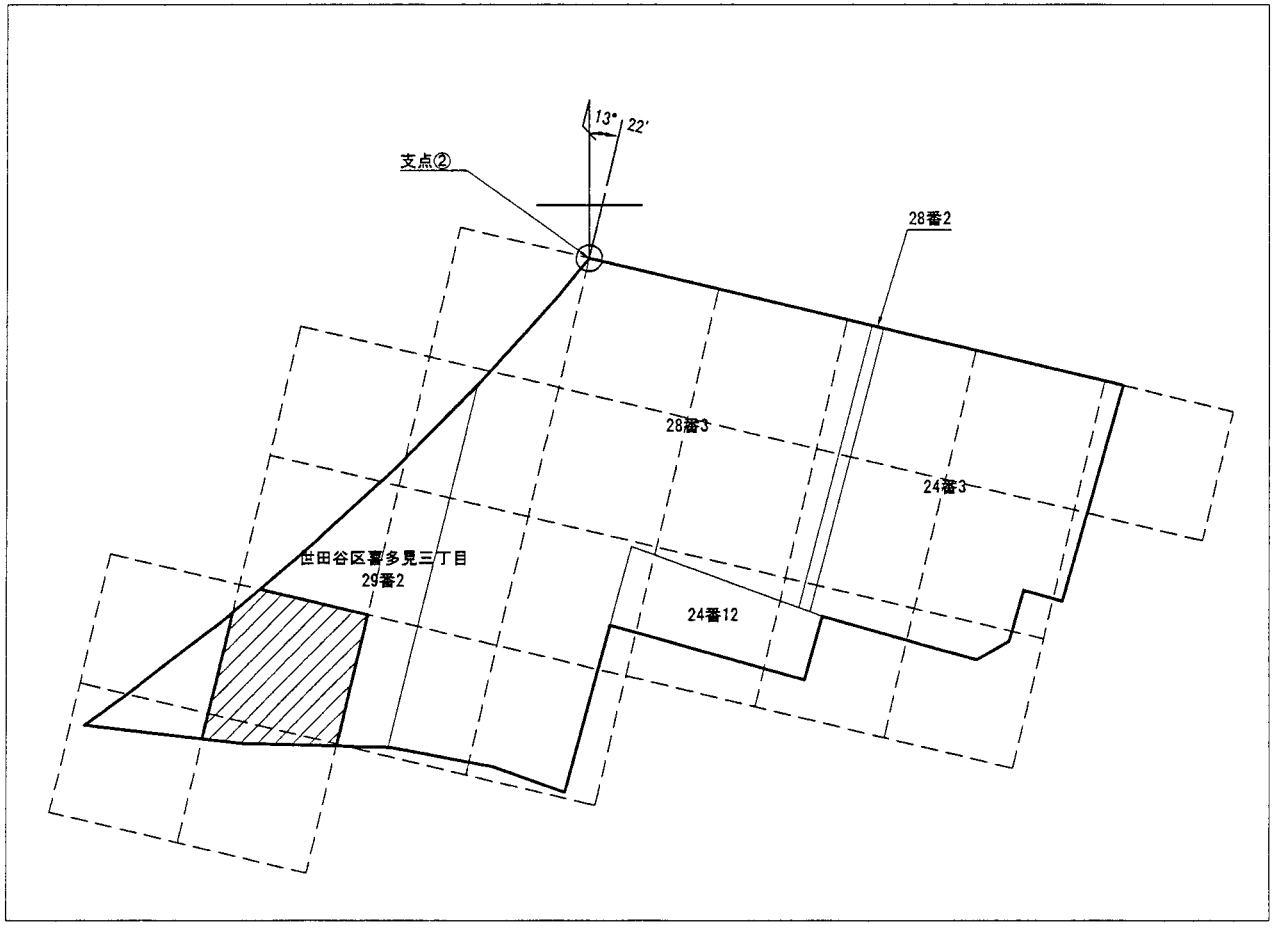
【支點② 範圍】

〈支點②〉

支點は、世田谷区喜多見三丁目28番3の最北端とする。

〈格子の回転角度:13度22分〉

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第二百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

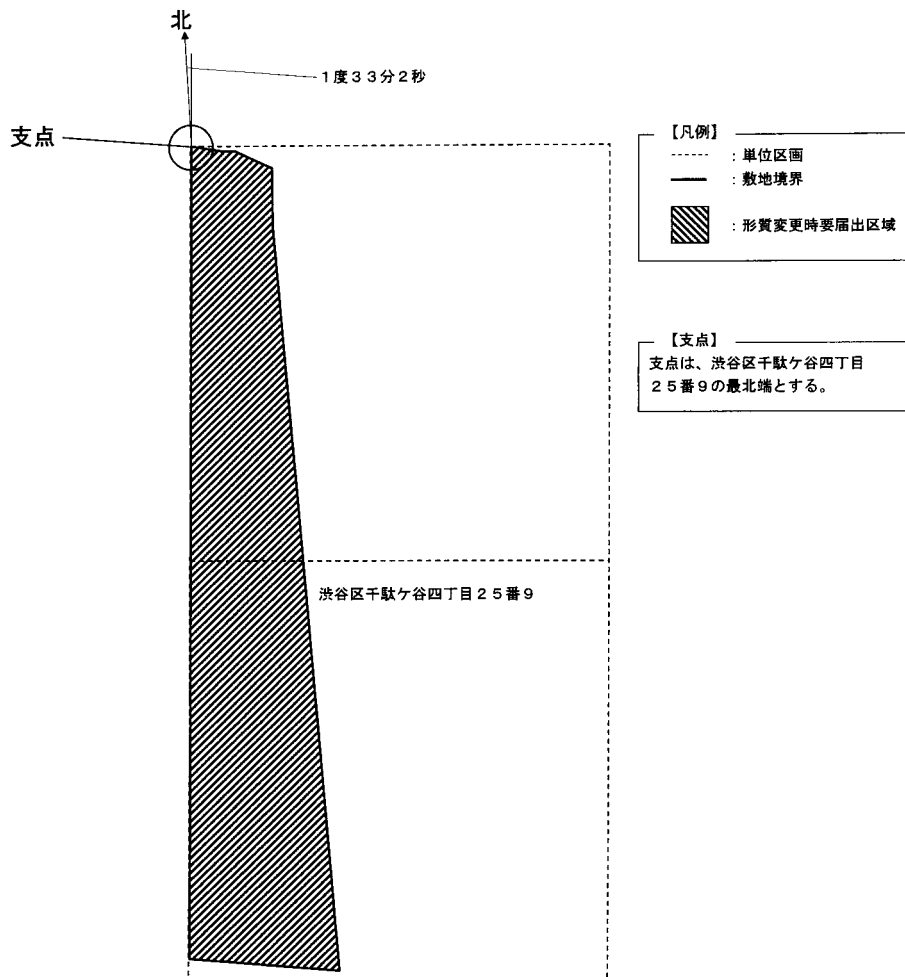
平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区千駄ヶ谷四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番9の最北端とする。

【格子の回転角度（1度33分2秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一号第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十四日

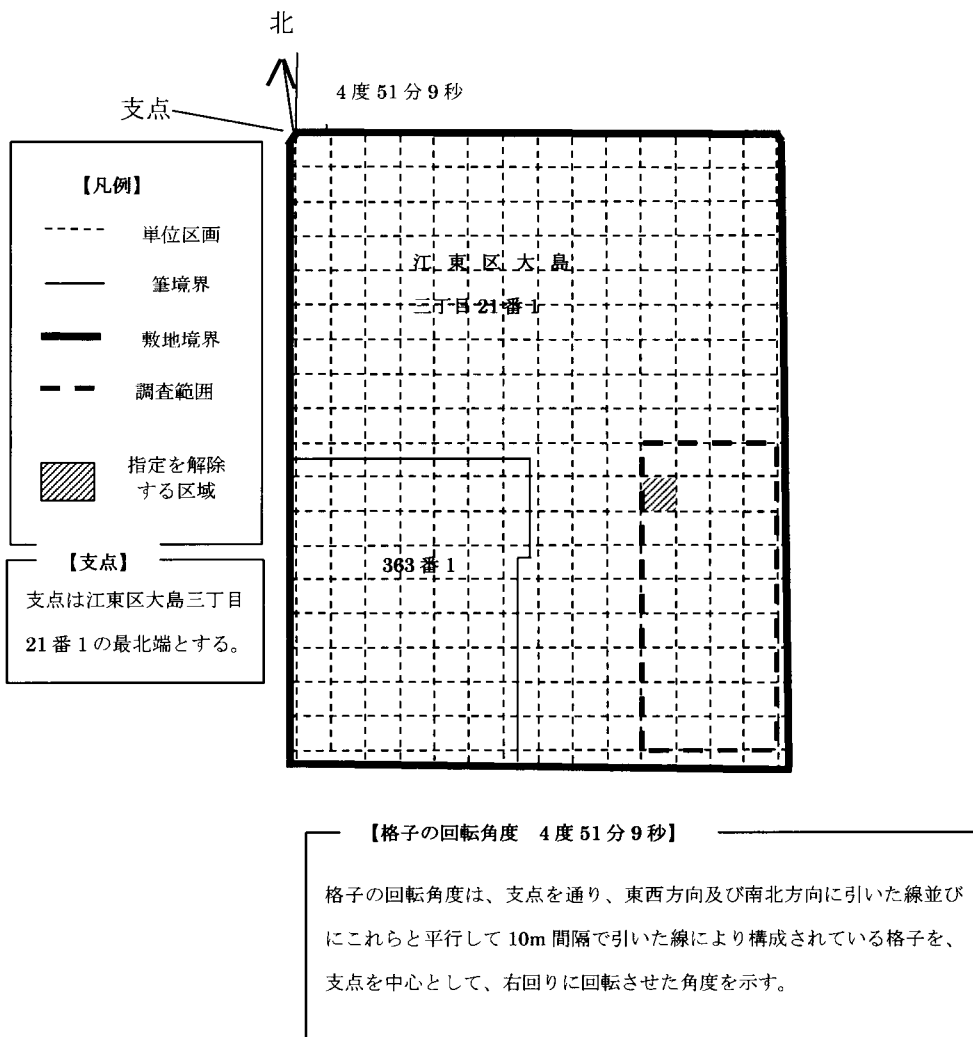
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区大島三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第二百七十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（西多摩郡日の出町大字平井字三吉野場末地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



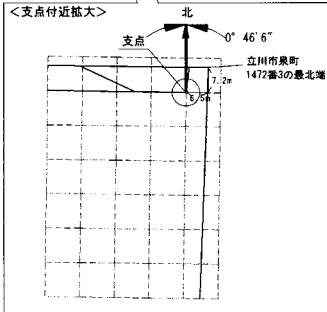
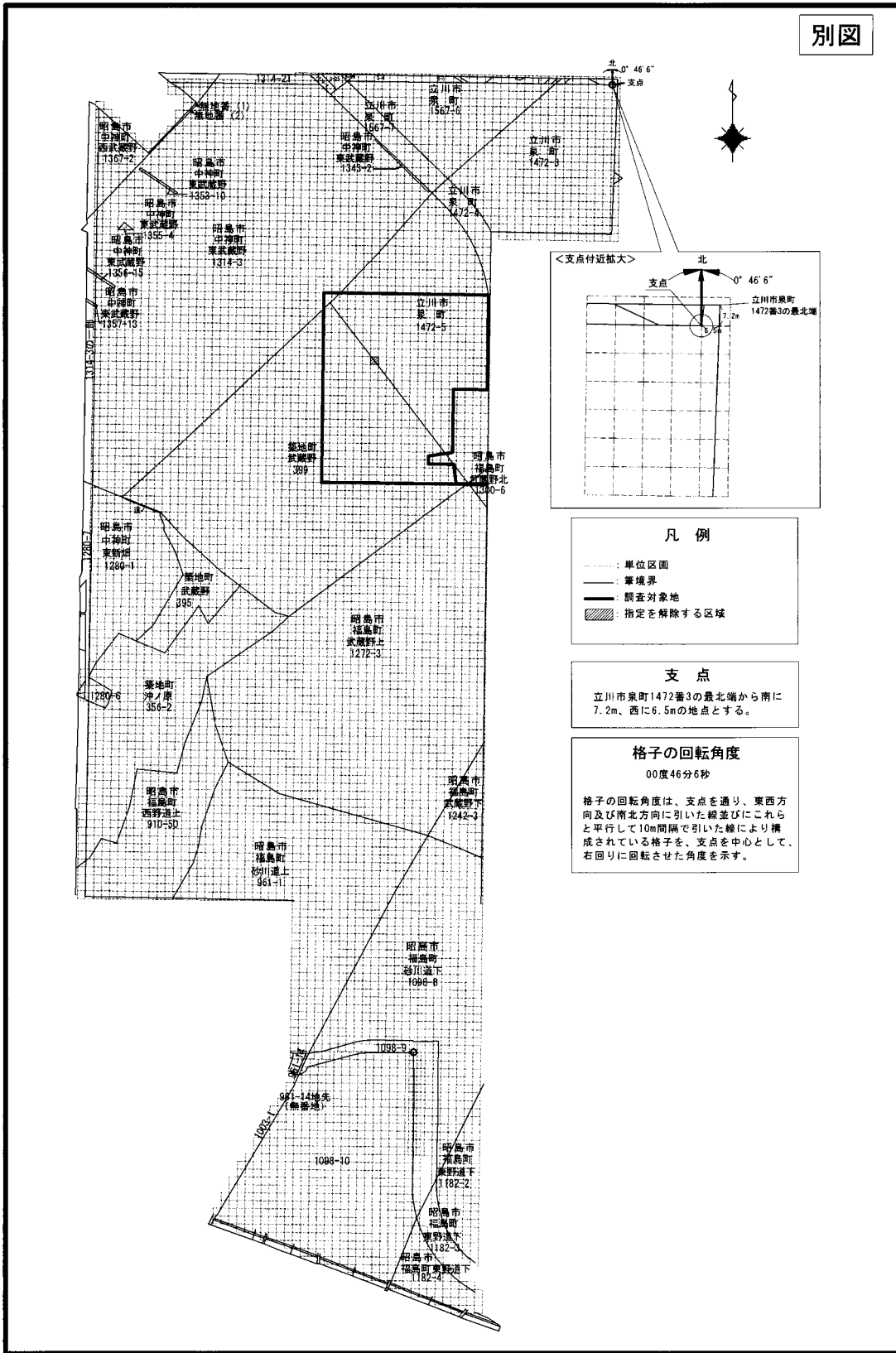
■支点  
支点は、西多摩郡日の出町大字平井字三吉野場末376番1の最北端とする。

■格子の回転角度（6度11分20秒）  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■凡例

- ..... : 単位区画
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域

別図



**凡例**

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- : 指定を解除する区域

**支点**

立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

**格子の回転角度**

00度46分6秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西南北方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百四十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同

条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(立川市泉町地内

及び昭島市築地町字武蔵野地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第二百七十七号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 ニー(ニーフロオロフェニル)ー三ーメチルモルフォリン(通称名ニーフPM)及びその塩類

(二) 化学名 Nー(ニーアダマンチル)ー「(テトラヒドロニヒピランー四ーイル)メチル」ー「Hーインダゾールー三ーカルボキサミド(通称名AdamanantlylTHPI NACA、ATHPINACA isomer)及びその塩類

(三) 化学名 Nー(ニーアダマンチル)ー「(テトラヒドロニヒピランー四ーイル)メチル」ー「Hーインダゾールー三ーカルボキサミド(通称名AdamanantlylTHPI NACA ニーadamanantlyl isomer、ATHPINACA isomer)及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十九年二月二十五日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年一月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人JASMEIINDO
- 三 代表者の氏名  
細田 真也
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区本塩町十二番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、アジアの国民に対して、メリジヨ(グネツム科の植物)の普及活動を通じて、国際協力、循環経済支援、環境保全に関する事業などを行い、国際協力と日本経済の活性化および環境の意識向上に寄与すること

を目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人永徳堂
- 三 代表者の氏名  
馬 玉峰
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区上落合三丁目十番十七号 三協グリーンコート落合駅前PARTー五〇五号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、若者が主体的に社会貢献活動を行うことができる機会を提供し、国際社会への関心を高め、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アート・トラスト
- 三 代表者の氏名  
赤見 正行
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区赤坂五丁目一番三十五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、芸術が生活の中で無くてはならないもの、誰にとっても価値あるものと考え、地域に暮らす人々が

身近なところで芸術にふれ、学び、自ら発信し、交流する機会を提供する。芸術が地域社会の中でさまざまなに活かされることで、文化的で豊かに共生できる社会を創ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人楓の風

三 代表者の氏名

小室 貴之

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市成瀬が丘二丁目二番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、町田市、多摩地区において高度な介護サービスを必要としている高齢者や障害者の方々に対して、行政との協働による在宅介護支援センター事業及び通所介護事業等、各種介護事業を行うことを通じて、要介護者の在宅生活を支援し、もって地域社会における介護・福祉サービスの総合的・質的向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人インターライ日本

三 代表者の氏名

池上 直己

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区信濃町三十五番地 慶應義塾大学医学部

医療政策・管理学教室内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、インターライ方式を用いての、高齢者ケア等の向上のための調査・研究並びにその公表に関する事業、インターライ方式を用いての高齢者ケア等の普及・啓発に関する事業、高齢者ケア等の質の向上を目的とする企業・団体等との連携及びその支援に関する事業を行い、日本における高齢者ケアの質の向上を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クリーン&フィットネス

三 代表者の氏名

丸山 芳伸

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区扇一丁目五十番三十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域や施設の清掃を推進し、綺麗な街づくりを目指し、清々しい気持ちで健康・体力づくりを推進し、広く地域社会に行き渡らせる事を目的とする。スポーツやお祭り等のイベントと組み合わせた美化活動を行い、運動指導活動をすることで子供からお年寄りまで幅広い年代の健康と体力を増進させて行く。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ありがとう協会

三 代表者の氏名

河合 伴明

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区上大崎二丁目十五番十九号 M G目黒駅前ビル九一六号室

五 定款に記載された目的

この法人は、全ての人を対象とし、世界基準の思いやりと感謝を持って、ボランティア活動や講演会、地域貢献イベントのサポート、個人団体関わらずそれらの橋渡しを行い、世界中が笑顔にあふれている社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十六日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日印教育支援協会</p> <p>三 代表者の氏名 高橋 幸子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目二十二番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、インド国の学校教育、給食支援事業を通じて健全な子供たちを育て世界に目を向けさせ貧困層でも未来に希望の持てるような子供たちにしたい。その子供たちをインド国と日本国の交流の懸け橋にし、少子高齢化の日本の人材確保等の諸問題に貢献し、かつ、すべての人が健やかで快適な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人秋田ふるさと応援団</p> <p>三 代表者の氏名 三平 俊悦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田須田町二丁目二番十三号 ベルメゾン神田五階 おーる秋田・東京ふるさと館内</p> <p>五 定款に記載された目的 当法人は、広く一般市民を対象として、首都圏で開催される各種の競技大会において、所属・出身校の枠を超</p>		<p>えて集い応援することにより、学術、文化、芸術、スポーツの振興と子供たちの健全育成及び公益に貢献することにより、秋田県の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり・建物なんでも相談室</p> <p>三 代表者の氏名 高橋 眞次</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿一丁目二十六番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、まちづくり・建物(住宅)等につまわる様々な問題点、今後の展望、周辺環境変化への対応等、専門的な立場で相談に応じ、解決を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十九年二月二十四日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 (仮称)八王子高尾商業施設計画</p>
		<p>二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百五十一</p> <p>三 設置者名 大和ハウス工業株式会社</p> <p>四 意見書 個人ほか五百八十四名</p> <p>ア 提出者及び住所 八王子市</p> <p>イ 概要 計画地における小売店舗及び併設施設の営業開始時間を午前九時以降にして、児童・生徒の登下校時間帯における安全対策に万全を期すこと。</p> <p>(ア) 町会や保護者などと相談しながら、交通整理員が必要な時間帯の増員配置や交通整理員の配置が必要な場所の点検を行うこと。また、高齢者などの交通弱者への配慮も行うこと。</p> <p>(イ) 来客車両のピーク時及び繁忙期における駐車場の自動車の各出入口の対応については、交通整理員に加えて、設置者も迅速な対応を行えるシステムをつくること。</p> <p>(エ) 出口③の左折出庫禁止を来店客に知らせる方法について、交通整理員の配置・看板の設置・チラシの掲載にとどまらず、市道浅川二十四号線と周辺生活道路など地域の交通実態を事前に把握して、来店客に納得してもらえる具体策を講じること。</p> <p>(オ) 来店店車両の生活道路への流入入について、その影響が生じる恐れのある区域の住民の意見を聴き、警視庁とも協議を行い、具体策を講じること。</p> <p>(カ) 車道と歩道のフラット化などのバリアフリーを実現するため、駐車</p>

ウ 収受日  
 五 縦覧場所  
 六 縦覧期間  
 七 縦覧時間

場の自動車の各出入口の段差・傾斜をなくすこと。  
 (キ) 交通渋滞・交通安全・駐車場等に係る施設内における担当部署を明らかにし、住民相談窓口を設置すること。  
 (ク) まちづくりをはじめ、地域社会に貢献し、地域の発展に寄与するための積極的・具体的な課題を示すこと。  
 (ケ) 店舗オープン後も住民との対話の機会を設けること。  
 (コ) 地元説明会を再度行うこと。  
 平成二十九年二月二日  
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  
 平成二十九年二月二十四日から同年三月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

